⑶　法務省関係事業者は、⑴及び⑵の規定（法第29条第１項から第３項まで）に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮し、例えば、本人確認のために法務省関係事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

7　手数料【法第30条関係】

法務省関係事業者は、保有個人データに関する利用目的の通知の求め（１⑵の規定（法第24条第２項）参照）又は開示の求め（２⑴の規定（法第25条第１項）参照）に応じる場合には、手数料を徴収することができる。その手数料の額を定める際には、実費を勘案して合理的と認められる範囲内でなければならない。また、手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（１．⑴ウの規定参照）。

第９　苦情処理に関する義務【法第31条関係】

法務省関係事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

なお、担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（第８．１⑴エの規定参照）。

第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

法務省関係事業者は、その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次の対処を実施することが望ましい。

１　事実調査、原因の究明

事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたる。

２　影響範囲の特定

１の規定で把握した事実関係による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。

３　二次被害防止策の実施

２の規定により影響範囲を特定した場合には、漏えい情報の回収等の二次被害防止策を速やかに実施する。

４　再発防止策の検討・実施

１の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

５　影響を受ける可能性のある本人への連絡等

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第20条から第22条まで）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが望ましい。

６　事実関係、再発防止策等の公表

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第20条から第22条まで）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、公表することが望ましい。

７　主務大臣・認定個人情報保護団体への報告

法務省関係事業者は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、法務大臣に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第11　勧告、命令等についての考え方

法第34条の「勧告（同条第１項）」、「命令（同条第２項）」又は「緊急命令（同条第３項）」に関する各規定については、法務省関係事業者がこのガイドラインに沿って必要な措置を適切に講じたか否かについて判断の上、適用するものとする。すなわち、法務省関係事業者が、このガイドラインの第４．２⑵から第８．４まで及び第８．７において「～ならない（「努めなければならない」を除く。）」と記載している規定に従わなかった場合は、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第２項の規定違反と判断され得る。

規定違反と判断され、実際に「勧告」を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときである。一方、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定に従わなかった場合は、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第２項の規定違反とされることはないが、個人情報保護の観点から法務省関係事業者においては、積極的に取り組むことが望まれる。

「命令」は、法務省関係事業者が「勧告」に従わない場合に直ちに発するものではなく、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに発する。

なお、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、法務大臣は、「勧告」に係る措置をとるべき期間を設定して「勧告」を行う。

「緊急命令」は、法務省関係事業者が法第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第１項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときに、「勧告」することなく、直ちに発する。

なお、「命令」又は「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、法務大臣は、「命令」又は「緊急命令」に係る措置をとるべき期間を設定して「命令」又は「緊急命令」を発する。

当該期間中に措置がとられない場合は、「罰則（法第56条、第58条）」が適用される。

第12　ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

○厚生労働省告示第百十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月二十五日から適用する。

平成二十七年三月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

第14部　追補⑽

内用薬

品名	規格単位	薬価
		円
（お）		
オロパタジン塩酸塩錠2.5mg「クニヒロ」	2.5mg１錠	24.00
オロパタジン塩酸塩錠５mg「クニヒロ」	５mg１錠	25.90
（そ）		
局 ゾルピデム酒石酸塩錠５mg「クニヒロ」	５mg１錠	20.20
局 ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「クニヒロ」	10mg１錠	33.20
（と）		
トリーメク配合錠	１錠	7,000.30

○厚生労働省告示第百十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ク及び第二十一条第二号ク、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十一条第三号ク及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担規則及び薬担規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年三月二十五日から適用する。

平成二十七年三月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久